

在宅療養のご案内



在宅緩和ケアクリニックきずな

緩和ケア内科 内科

www.kizuna-i.com

電話/FAX 025-520-8336

目次

- 1 これから在宅療養を行う患者様、ご家族の皆様へ
- 2 在宅療養ではどのような事が行われるのでしょうか？
- 3 訪問体制について
- 4 医療費等について
- 5 介護保険の利用について
- 6 社会福祉資源サービスをご利用になる場合
- 7 個人情報保護について
- 8 電子カルテ及び電子メールでの個人情報の取り扱いについて
- 9 研修へのご協力をお願い
- 10 在宅緩和ケアクリニックきずなへの交通

1. これから在宅療養を行う患者様、ご家族の皆様へ

私たち 在宅緩和ケアクリニックきずな のスタッフ一同は、「病気を抱えた”今の時間”

を自分の家で自分らしく過ごしたい」と望む患者さんとご家族の思いを大切に、家で過ごす事の不安が軽減され、家で生活がより良いものになるように支援していきます。

自宅での生活がより良いものになるように、からだの症状・精神的なつらさを和らげます。

安心して過ごせるように定期的な訪問診療を行うとともに、緊急の連絡体制、訪問体制を確保します。

当院の医師・看護師・理学療法士・作業療法士・相談員（メディカル ソーシャルワーカー）及び院外の他職種と連携をとり、チームで患者さんを支援します。

またこれまでかかってこられた医療機関とも随時連絡をとり、外来受診入院についても調整させていただきます。

2. 在宅療養ではどのような事が行われるのでしょうか？

からだの具合や介護する家族の状況などの理由から、病院への通院治療が難しい患者さんに対して、その方が望むような療養生活を送れるように支援し、その方にとって適切な治療やケアを行うのが在宅療養支援診療です。自分の部屋のベッドが“病室のベッド”であり、私たちが“主治医と看護師”で、電話が“ナースコール”であり、住み慣れた地域全体が“病院”とお考えください。

また自宅に戻ったら、すべての高度な治療や積極的な治療ができないわけではありません。在宅療養で痛みなどの色々な症状を和らげて、体力の回復が図れば、病院の主治医と私たちが連携して、在宅や外来での抗癌剤治療や外来での放射線治療が可能な場合もあります。入院治療が必要な病状の場合は、病院主治医と連絡をとって入院できるように調整します。

【在宅で可能な診療や検査】

《 訪問診療 》

計画に従って医師がご自宅に訪問し、診療（痛みの緩和、在宅酸素療法、吸入療法、輸液、経管併用、胸水腹水穿刺、褥瘡の治療、など）をいたします。また、在宅療養上の指導や訪問看護への指示を致します。また、24 時間体制で訪問予定日以外の日や、夜間、祝日も対応致します。

《 訪問看護 》

看護師がご自宅に訪問して、在宅療養のお手伝いを致します。症状のチェック、くすりや点滴の管理や指導、入浴と清拭のお手伝い、褥瘡や創の処置、療養上の相談、ご家族の介助方法へのアドバイス、採血などの検査をいたします。また、訪問看護ステーションき

ずなからの訪問看護では、所属する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問してそれぞれ、専門分野のリハビリテーションを行い、より病気になる前の状態まで患者さんの機能を回復するよう支援いたします。

《 ケア相談 》

看護師または MSW（メディカル・ソーシャルワーカー）等が、自宅で過ごす患者さんと、そのご家族の支援を行います。在宅での療養環境の調整、介護保険その他の制度のご利用や、医療費療養費などのお支払いなどについてご相談をお受けすることも可能です。

《 訪問薬剤管理指導 》

調剤薬局の薬剤師が、ご自宅へくすりを届け、くすりの管理やくすりそのものについてのご相談をお受けすることも可能です。

《 その他の福祉サービス 》

訪問介護や訪問リハビリ等の介護保険を利用した福祉サービスをあわせて利用することも可能です。担当のケアマネジャーと連携して、訪問介護（ヘルパー）、デイサービスやショートステイ等を必要に応じて適宜、ご紹介させていただきます。

《 他の医療機関の受診について 》

これまでにかかっておられた医療機関の外来受診も差し支えありません。外来受診予約の代行なども可能な場合があります。ただし訪問診療を開始するにあたり、他医療機関の受診に関して保険制度上の制約（受診方法、回数など）がありますので、当院スタッフにご相談ください。

《 緊急時の対応について 》

すぐそばに医師や看護師がいて、さまざまな薬剤や機器が常備してある入院とは違い、緊急時に間に合わない場合がありますので、クリニックへの連絡と救急車の手配の両方が必要となる場合もあります。

救急車で病院に行く場合は、医師または看護師が搬送先の病院に向かい、病院の当直医師にこれまでの病歴や今回に至った状況を説明するなど、引き継ぎを十分にさせていただきます。

3. 訪問体制について

当院は、在宅療養支援診療所として届け出をしている診療所です。在宅療養中で通院が困難で総合的な医療を受けていた方に対して、常時、下記のような体制を整えておくことが

法律で義務づけられています。

- 計画的な医学管理のもとに、総合的な医療を提供します。患者様ごとの在宅療養計画を作成し、その内容を患者さま、ご家族及び看護にあたる方に対して説明します。

- 月2回以上継続して訪問診療をいたします。

- 患者様からの連絡に対し、24時間何時でも適切な電話による指示、緊急往診及び訪問看護のとれる対応をいたします。

- 他の医療機関、福祉サービス、行政などとの連携を行います(緊急時の入院やデｲザﾞビ入、ショートステイなどの依頼など)。

- ※ 原則として、クリニックから車で片道45分以内の地域へ訪問します。

- ※ 医師、看護師の訪問は、月曜日～金曜日の9時から18時の間に行います。時間は約30分～1時間前後の予定です。

- ※ 土曜、日曜、祝日は、休日体制をとっておりますので、医師または看護師が電話による指示、対応をいたします。医療上の処置が必要な場合は、医師または看護師が訪問いたします。

- ※ 夜間緊急時も、休日と同様の体制をとっております。

- ※ 夜間、休日の連絡方法は、24時間管理体制の訪問診療を行って居る患者様に文書により提供させていただきます。

- ※ 医師、看護師の訪問時間につきましては、患者様の状態に応じて対応させていただいております。また訪問は、担当制をとっておりますが、変更する場合があります。何卒ご了承ください。

4. 医療費等について

- ※ 医療費について、病状によって異なる部分は別紙をご参照ください。

《 退院時共同指導料(入院中1回または2回に限り) 》 1000点

入院中に当院医師または看護師が、入院中の保険医療機関の医師または看護師と共同で、患者様、またはその家族に、退院後の在宅療養に必要な説明及び指導をし、文書により提供した場合。

《 調剤料について 》

当院は院外処方せんのため、くすりは調剤薬局にて調剤され、別途調剤薬局から薬剤費用が請求されます。調剤薬局の薬剤師が、ご自宅に訪問して、くすりについての指導を行った場

合には、訪問薬剤管理指導料と交通費の自己負担があります（詳細については調剤薬局にお問い合わせください）。

《 訪問看護療養費について 》

訪問看護については、当院、または地域の連携している訪問看護ステーションからの請求となります。介護保険要介護認定の患者様は、介護保険での訪問看護が優先となりますが、一部の疾患については、医療保健での請求となります。

《 自己負担をお願いしているもの 》

処置等に必要で、継続して使用する医療材料（ガーゼ、消毒用綿棒、バンソウコウ類、採尿バック、吸引用チューブ、吸入用の物品、皮膚保護剤、皮下注射用の注射針、など）については患者様の方でご購入いただくことがあります。

《 介護保険の負担分 》

介護保険を利用して医師の訪問診療または往診を受けている方には、

① 継続的な医学管理に基づき、指定居宅介護支援事業者その他の事業者に対して居宅サービス計画の策定に必要な情報の提供を致します

； 居宅療養管理指導料Ⅰ（在宅時医学総合管理料適応患者以外）

② 介護保険の利用者またはその家族に対して、居宅サービスを利用する上での留意点・介護方法などについて指導及び助言を致します。

； 居宅療養管理指導料Ⅱ（在宅時医学総合管理料適応患者）

上記は月 2 回までの負担となります。Ⅰについては指定居宅支援事業者に対する情報提供行わなかった場合は 1 回 400 円となります。

《 交通費ご負担のお願い 》

定期の訪問診療にかかる車使用料は一切頂いていません。ただし、駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問できない方には、駐車料金の実費のご負担をお願いしています。また、高速道路使用時には高速道路使用料金の実費を頂いております。また、緊急時の、患者さんからの求めに応じた往診の場合は、片道 1 Km あたり 100 円の実費を頂きます（上限 3000 円）

訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問栄養管理指導などについては、あらゆる訪問にかかる車使用料は一切頂いていません。ただし、駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問できない方には、駐車料金の実費のご負担をお願いしています。また、高速道路使用時には高速道路使用料金の実費を頂いております。

《 保険証提示のお願い 》

月に一度の保険証、または後期高齢者医療被保険者証のご提示をお願いいたします。なお、高齢受給者証、障害者医療受給者証、医療特定疾患受給者証、介護保険証などを持ちの方は、保険証と一緒にご提示ください。また、保険証などの変更がございましたら速やかに提示をお願い致します。

《 70～74 歳の方 》

70～74 歳で在宅時医学総合管理料を算定してる患者さまの場合には、医療費の 1 割または 3 割の負担となりますが、1 ヶ月の負担額が以下の額に達したときには、その月の負担は以下の上限額までとなります。

- ① 一般の方 12000 円
- ② 市町村民税非課税の世帯に属する方など 8000 円
- ③ 一定以上の所得の方 44000 円

《 後期高齢者医療制度加入の方 》

75 歳以上の方、または 65 歳以上で寝たきり等の方は、上記と同様の負担限度額となります。

《 重度心身障害者医療費助成（県障）について 》

身体障害者手帳 1 級 2 級 3 級、または療育手帳 A を持ちの方は、医療費の一部が助成されま
す（所得制限あり）。詳しくは、当院 MSW（メディカル・ソーシャルワーカー）または、市区町村の障がい福祉課までお問い合わせください。

《 高額医療費について 》

高額な医療費に対しては、市町村などが行ってる高額療養費制度、高額療養費貸し付け制度
または委任払い制度が利用できます。詳しくは、当院 MSW（メディカル・ソーシャルワーカー）または、市
区町村の担当課までご相談ください。

《 高額医療費・介護療養費合算制度 》

同一世帯の被保険者において、医療保険の患者負担と介護保険の自己負担の両方が発生し
ている場合に、これらを合わせた額について、年額の上限を設けて、負担を軽減する制度が
あります。詳しくは、県の広域連合又は、市町村窓口や、当院 MSW（メディカル・ソーシャルワーカー）に
お問い合わせください。

《 医療費の請求支払い方法について 》

医療費の請求については、毎月月末締めで、翌月最初の訪問時に前月分の合計の患者一部負
担金を現金にてお支払い頂きます。

調剤料については、調剤薬局からの請求となりますので、お支払い方法については、おのこの調剤薬局へお問い合わせください。

5. 介護保険の利用について

65 歳以上の方と、40 歳以上で特定の疾患の方については介護保険を利用し、福祉サービスを受けることができます。

詳しくは担当のケアマネージャー、または当院の MSW（メディカル・ソーシャルワーカー）などスタッフにご相談ください。

6. 社会福祉資源サービスをご利用になる場合

65 歳未満で、介護保険によるサービスが受けられない方で、ベッド、車椅子、ヘルパーによるサービスなどを利用したい場合には、当院の MSW（メディカル・ソーシャルワーカー）またはスタッフまでご相談ください。

7. 個人情報保護について

当院では患者様の個人情報を以下にあげる目的で利用いたします。その取り扱いについては、細心の注意を払い、職員一同、個人情報の保護に努めます。個人情報の取り扱いに

ついてお気づきの点は、当院スタッフまで気軽にお申し出ください。

《 当院での個人情報の利用目的 》

1) 医療提供に関するもの

- 当院での医療サービスの提供
- 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等との連携
- 他の医療機関等からの照会および、患者さんの同意に基づく民間保険会社からの問い合わせへの回答
- 患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 検体検査業務の委託、その他の業務委託
- ご家族などへの病状説明
- その他、患者様への医療提供に関する利用

2) 診療費請求のための事務

- 当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- 審査支払い機関へのレプト提出
- 審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- 公費負担医療に関する行政機関等へのレプト提出、紹介の回答
- その他、医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する診療費請求業務

3) 当院の管理運營業務

- 会計・経理
- 医療事故等の報告
- 患者さんへの医療サービスの向上
- その他、当院の管理運営に関する利用

4) 企業等から委託を受けて行う健康診断などにおける、企業等へのその結果の通知

5) 医療・介護従事者の賠償責任保険などに関わる、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届け出、等

6) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

7) 当院において行われる医療・介護実習への協力

8) 医療の質の向上を目的とした研究、アンケート、インタビューなどへの協力

9) 外部監査機関への情報提供

8. 電子カルテ及び電子メールでの個人情報の取り扱いについて

当院の電子カルテは、ASP方式であり、当院スタッフのみが閲覧可能で（患者様の同意がある場合は、連携する調剤薬局の薬剤師が、患者様の診療に関する情報共有のために閲覧する場合があります）、セキュリティー対策を十分講じております。

また、患者さんに関わる各職種間の連携のため、以下の目的に電子カルテ及び電子メールを活用しております。電子メールは、個人情報保護に関して、セキュリティー上、不安定な手段ではありますが、これによる連絡・調整業務の利便性・効率性は、クリニック運営上不可欠なものとなっております。以上につきまして御了解いただきたくお願い申し上げます。

《 電子メールでの個人情報の利用目的 》

- 訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問管理栄養指導、訪問相談等のための連絡スケジュール調整
- 患者様の状態報告
- 医師から看護師への指示、看護師から医師への指示受けの確認、処方内容の連絡・確認、他の病院・診療所・薬局、訪問看護ステーション・介護サービス事業所等との連絡及び調整
- 以上の個人情報保護について、電子メールでの個人情報の取り扱いについての説明について、同意しがたい事項がある場合には、その旨、医師または当院のスタッフまで遠慮なくお申し出ください。申し出のないものについては、同意していただけたものとして、取り扱わせていただきます。

9. 研修へのご協力をお願い

当院職員が訪問する際に、学生や研修医等を同行させていただく場合などがございますので、ご理解の程、よろしく願いいたします。

10. 在宅緩和ケアクリニックきずな への交通

在宅緩和ケアクリニックきずな ; 〒942-0063 新潟県上越市下門前 182-2

電話番号;025-520-8336

FAX 番号;025-520-8336

「門前の湯」の道沿いで、向かい側になります。

www.kizuna-i.com